

お問い合わせ番号

この用紙は記入例です。

発行日

調整給付金（不足額給付分）^(※) 給付確認及び申請書兼請求書

※調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に給付した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として給付額に不足が生じた方などに対し、不足する額を給付するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を給付したものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当する可能性があるため、以下のとおり、給付予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、**令和7年10月31日までに、この確認書と本人確認書類等を返送してください**審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

給付方法

給付日

給付口座

給付額

※給付口座が空欄の場合は、裏面で振込口座を選択してください。

（1）調整給付金（不足額給付分）の給付額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分所得税 控除不足額（①）	令和6年度分住民税所得割 控除不足額（②）	控除不足額計（③） （①＋②）
	円	円	円
			令和7年の所要額（④） （上記③を1万円単位に切上げ）
			万円
支給額	令和7年の 所要額（④）	調整給付金（当初給付分） 給付額（令和6年）	調整給付金（不足額給付分） 給付額
	万円	万円	万円

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書など）の写し（コピー）を添えて返送期限までに提出してください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄（□）にレを入れてください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

←辞退される場合は✓印
を記入してください。

※チェック漏れが多い箇所です。

する方のみ

意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

✓ 令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。

※上記は**令和5年所得について未申告の方のみ**、該当する場合にチェック（レ）してください。

✓ 令和6年度に「新たに非課税（または均等割のみ課税）となった世帯への給付」を受給後に、

令和6年度分個人住民税所得割額の修正（非課税→課税）がありました。

※調整給付金（不足額給付分）の支給対象とならない場合があります。

✓ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

※裏面にも記入箇所があります。

記載漏れが多い箇所です。忘れずに記入してください。

氏名	たつの 太郎	確認日	令和 7 年 9 月 1 日	日中連絡可能な 電話番号	070-1234-5678
----	--------	-----	----------------	-----------------	---------------

裏面も必ずご確認ください

(2) 給付金の振込先口座の変更等

表面上部の口座欄が空欄の場合や、別の口座への振込みを希望する場合には、以下いずれかのチェック欄

※チェック漏れが多い箇所です。

☐ ① マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座(通帳等の写しは不要)

※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要

☒ ② 下記の口座への振込を希望します。

(通帳等の写しを添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
新舞子	砂浜	1普通	1 2 3 4 5 6 7	タツノ タロウ
金融機関コード	支店コード	2当座		たつの 太郎
0 1 2 3	4 5 6			

どちらかに記入してください

通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
6桁目がある場合は※欄にご記入ください	※右詰めでご記入ください	※通帳の表記に合わせてください
9 8 7 0	6 5 4 3 2 1 0	タツノ タロウ
		たつの 太郎

用紙の左端に提出書類を貼り付けてください。

(注) 金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来な方は、たつの市不足額給付担当 (0791-64-3196)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

日中連絡可能な電話番号を記入してください。

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	タツノ ハナコ	妻	男	明治・大正・昭和・平成	たつの市龍野町富永1005番地1
	たつの 花子		女	8 年 7 月 6 日	電話 080(5432)1098

上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)の
確認・請求
受給
確認・請求及び受給
を委任します。
←法定代理の場合は、
委任方法の選択は不要です。

本人氏名
たつの 太郎

提出書類

※チェック漏れが多い箇所です。



『調整給付金(不足額給付分) 給付確認書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。



氏名、確認日、連絡先電話番号(表面)



振込口座(裏面(表面の口座欄が空欄の場合などに記入))



『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 確認者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を右端に貼付してください。



『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 「(2)給付金の振込先口座の変更等」で②をチェックした場合のみ貼付してください。

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義を確認できる部分の写し(コピー)を左側に貼付してください。



『源泉徴収票や確定申告書などの写し(コピー)』

※ 表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な数値がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に
公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件
ではありません。

「公金受取口座」の概要及び登録はこちら



(公金受取口座制度とは)

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。